

札幌医科大学学校医に関する規程（平成 19 年 4 月 1 日規程第 113 号）

（目的）

第 1 条 この規程は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づき、学校医及び学校医の行う職務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（学校医）

第 2 条 学校医は、医師である教授、准教授、講師又は助教のうちから学部長の推薦により、学長が命ずる。

（任期）

第 3 条 学校医の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

（学校医の職務執行の基準）

第 4 条 学校医の職務執行の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学生の保健計画及び健康管理の立案又は審議に参加すること。
- (2) 札幌医科大学学生通則（平成 19 年規程第 114 号）第 9 条に規定する健康診断を行うこと。
- (3) 学生の健康相談に関すること。
- (4) 学生が本学に提出する診断書の確認及び奨学金等の申請に係る診断書等の発行を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学生の健康管理に関する専門的事項に関して指導すること。

2 学校医は、前項の職務に従事したときは、別記様式の学校医執務記録簿に必要事項を記入しなければならない。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日規程第 6 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 10 月 30 日規程第 68 号）

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日規程第 26 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。